

デンマークの脂肪税で考える健康目的の税制

10月1日、国内では子ども手当の見直しや厚生年金保険料の引き上げが実施され、暴力団排除条例が東京と沖縄の追加により全国での施行が完了した。また、食品では小麦やバターが値上げされるなど、毎年のことながら生活面で変化の多い10月である。

デンマークでは10月1日に世界で初めて脂肪税が導入され、話題となっている。ご存じの方も多いと思うが、飽和脂肪酸が一定以上含まれる食品に対する課税である。

個人の体脂肪の多寡によって課税されるわけではないが、同国政府は課税の目的を健康増進としているので、要はそれらの食品を多く摂って太っても構わないと思う人ほど多く税金を払うこととなる。こうしたことから、やや飛躍した表現だが、肥満税とも言われている。

この7月にはハンガリーでジャンクフード税(ポテチ税)も成立している。ヨーロッパは政治、経済をはじめ社会保障や環境問題などでも世界をリードしてきた。そのヨーロッパが健康を目的とした税制を相次いで打ちだしているということは、いずれそれが世界標準となる日が来る可能性も十分に考えられる。

日本でもたばこ税増税への賛否が議論されている。たばこ税(たばこ事業法)本来の法的根拠とは異なる健康目的、懲罰的性格での政府の増税姿勢に批判も多いが、誰しも財政再建、健康増進そのものへの異論はないと思う。

20世紀はあらゆる面で成長の世紀であったが、21世紀はそれによる負の遺産を精算し、新たな世界をつくる責任がある時代と言われる。それは環境だけでなく、人々の健康についても言えることだろう。

このような社会の動きのなかで、日本も健康を視点においた新しい柔軟な税制を構築していくべきではないか。物品やサービスで縦割りにするのではなく、健康をキーワードとして横断が可能な仕組みを採り入れるのである。

政府や自治体は医療費など社会保障費の増大が財政課題となるなかで、人々が心身とも健康的な生活を送ることを推奨している。新しい税制のもとでは、スポーツ用品やウェア、スポーツクラブやフィットネスクラブの利用料金などは基本の税率よりも優遇されるというのも一案だ。

経済だけでなく、人々の生活そのものに大きくかかわる税の在り方について、もっと踏み込んだ議論が活発になされることを期待したい。

(大和)

ユーロは欧州の意思にかかっている

2010年4月に、財政破たん危機にあつたギリシャが欧州連合（EU）と国際通貨基金（IMF）に支援要請し、同年5月にEUとIMFが合わせて7,500億ユーロ（約75兆円）の融資枠を用意するという欧州安定化メカニズムが創設された。それから1年半がたった2011年10月3日、EUで通貨ユーロを採用する17カ国がギリシャの財政危機に関する財務相会合を開いたが、それに先立つ9月にギリシャが2011年、12年の財政再建目標が達成できないと表明したこともあり、80億ユーロ（約8,000億円）の第6次支援融資の決定は先送りされた。

ギリシャのデフォルト（債務不履行）は必ず回避するという方針は出されたが綱渡りの状況は続いている。万が一、ギリシャがデフォルトを起こしてユーロから離脱するという事になれば、共通通貨ユーロの瓦解につながりかねない。欧州はパリ条約による欧州石炭鉄鋼共同体 ECSC（1952年）を皮切りに、欧州経済共同体 EEC（1959年）、欧州共同体 EC（1967年）、欧州為替相場同盟（1972年）、欧州通貨制度 EMS および欧州共通通貨 ECU の導入（1979年）、欧州連合 EU（1993年）と歩を進め、1999年にユーロを決済通貨とし、2002年から流通通貨としてきた。

このユーロ導入のプロセスは基本的に「最適通貨圏の理論」に沿っている。この理論によると、異なる地域で共通通貨を用いることが可能となるためには5つの条件を満たしていなければならない。1)財市場の統合、2)生産要素市場の統合、3)経済構造・実物ショックの対称性、4)金融市場の統合、5)マクロ政策の協調、である。1)は ECSC や EEC などの経済共同体、2)は欧州域内における労働者や資本の移動の自由化、3)はインフレ率や財政、金利などの経済的収斂基準の制定、4)は欧州通貨機関の設立、5)は欧州中央銀行の設立や財政赤字基準など、に対応する。

欧州における共通通貨は、2度の大戦の経験からくる政治的情熱と、最適通貨圏の理論というバックグラウンドによって進められてきた。しかし、5つの条件のうち1つでも欠けると共通通貨は維持できなくなってしまう。ギリシャの財政危機は条件3)と5)に関わってくる問題である。ギリシャのEU域内における経済シェアは2.2%に過ぎないが、ユーロから離脱する国が出てくるのではないかという予想を生み出すだけで投機アタックを引き起こしかねず、ユーロ崩壊の可能性も秘める。10月3日の東京市場終値で1ユーロ=100.8円までユーロ安が進んでいることは、その兆候ともいえよう。ただ同理論は、域内で好況の国から不況の国へと財政移転を行い、経済調整を促進させるならば通貨地域は円滑に機能する、ともいう。5)で自国の独立した金融政策を放棄してまで積み重ねてきた欧州の意思が改めて問われている。

(なんとか王子)

自立に対するインセンティブを

9月6日の厚生労働省発表によると、今年5月に生活保護を受けた人数は203万1,587人となり、3カ月連続で200万人の大台を上回った。景気低迷や高齢受給者の増加などが大きな要因であるが、今後震災による失業や住居の喪失などの影響で増加する可能性が高く、戦後混乱期で過去最多を記録した1951年の月平均204万人を超える懸念が強まっている。

生活保護は憲法第25条の生存権に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を補償する国の最後のセーフティネットである。しかし、長引く経済の低迷による企業業績の低迷などで、最低賃金が生活保護の支給額を下回る「逆転現象」が現れるケースが出始めている。また、国民年金の最高支給額(約6万6,000円)を上回るケースもあり、国民年金加入者や未年金加入者の生活保護申請も増加するなど、生活保護のあり方自体が問われかねない状況となっている。

雇用保険にも同様のケースがみられる。本人の望む労働条件と求人に大きな隔たりがある場合、失業手当が就労による賃金を上回り、就労意欲を大きく削いでいるといった指摘もある。

生活保護や失業手当などのセーフティネットによる受給と就労賃金を金額で比較した場合、就労賃金が支給額を下回り就労に意味を見出せないという議論が最近ある。しかし、そういった議論では就労は単に賃金を得るためだけのものとして議論され、知識や経験の習得、教育という可視化しにくい財産を得ているといった視点が抜け落ちていることが多い。就労は、賃金のみならず自己実現を行う一歩となるということを啓蒙し、自立を促すことが重要ではないだろうか。

インターネット上では低所得の若年層労働者ニートなどを中心に「働いたら負け」「生活保護受給者は勝ち組」といった考えがある。彼らの多くは社会に出る前にバブルが崩壊し、就職氷河期、非正規雇用の増加、少子高齢化などの自身では解決できない問題が横たわっていた。そのため、就労を通じた自身の所得の向上や社会の発展など成長体験を実感する機会が得られなかった者も多く、就労に対する意欲が弱いとも言われている。しかし、いうまでもなく、今後のセーフティネットという社会制度を支えるのはそういった彼らを含む現役世代である。

彼らが就労に意味を見出すためには、行政を含め就労を通して賃金が上昇するモデルケースを提示するなど自立することに対するインセンティブを意識させることが重要である。また就労が可能な能力を有する高齢者や障害者など社会保障の被受給者が、自発的に就労を行えるような社会整備も併せて行わなければならない。それは就労者自身が就労の価値を見出し、互いに成長を享受するような意識改革につながるのではないだろうか。

(きりん)

正しい使い方だからこそ得られる安全性

昔ながらの暖房器具、石油ストーブ。熱せられる天板では調理も可能であるうえに、電気、ガス要らずと言うことから、災害用やこの冬の電力供給不足などを受けて、消費者に見直されている。メーカーも増産対応をしており、売り込みをかけている。

わたしも、実家では石油ストーブを使用していたので、愛着もあり、天板では湯沸かしや煮物のみならず、焼き芋などおやつもよく作った。火にあたっていると、赤外線効果なのかポカポカと身体の芯から温まる気がしたものである。

しかし、同時に石油ストーブの危険性を考慮に入れ、常に注意して使用していたように思う。特に、気密性の増している現代の住宅においては、一酸化炭素中毒の危険性はさらに高まっており、こまめな換気を欠かすことはできない。一酸化炭素は無臭であり、気が付くと中毒状態に陥るといふ。死に至ることも少なくない。また、ストーブ自体も高温状態になっているため、乳幼児やペットなどが決して触れることのないように注意することも必要だ。また、消し忘れや調理している鍋の噴きこぼれによる火災の危険性などもあり、賃貸住宅では、石油系の暖房器具を禁止されているところも多い。

利便性の高い機能が次々と発明されることにより、便利な暮らしに慣れてしまった現代の人びとは、「注意する」という意識が低下しているように感じる。ガスコンロの自動消火機能や、クルマの対人衝突回避システムなど、生活安全設計はあらゆるところで進んでおり、これらの安全機能の向上自体は社会にとって非常に有益であると思う。しかし一方で、人びとの注意力の衰えを危惧せずにはいられない。火災防止や換気機能などがついた他の暖房器具と同様の心づもりで使用すると危険性が高く、消費者に石油ストーブを敬遠する動きが強いときもあった。

何事でも生活のどこに危険性が潜んでいるのかを把握しておけば、大抵の生活事故は防げる。石油ストーブも正しい使い方をすれば、非常に有用な暖房器具である。要は使い方の問題なのだ。昔のモノを見直すときは、それがどのように使われていたのかも同時に考慮して使用しなくてはならない。今後の石油ストーブの使用世帯の増加とともに、事故件数が増えないことを切に願う。

(小夏)

優しい気持ち

マタニティマークをご存じだろうか。赤ちゃんを包み込む母親の姿が描かれており、妊娠していることを示すマークである。キーホルダーなどの形で身につける。妊娠初期などで、外見からは妊婦かどうか分かりにくい女性に対しても、周囲の人が公共交通機関で座席を譲るなどの配慮がしやすいように考えられ、2006年に導入された。



厚生労働省が公表したマタニティマークに関する自治体の取り組み状況調査の結果では、2009年度にマタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付を行った自治体は、回答した1,750市区町村のうち1,457カ所で83.3%であった。また、都道府県や市区町村において、広報誌での案内や役所の駐車場で妊産婦が優先的に駐車できるスペースの設置、学生を対象とした思春期講座などでマタニティマークの趣旨を説明するなど、妊産婦に優しい環境づくりを目指し、さまざまな取り組みが行われている。公共交通機関においても駅のホームや電車内に啓蒙のためのポスターなどが貼られている。

積極的な配布や啓蒙活動が行われており、マタニティマークの認知度はこども未来財団の調査によると「意味を含めてよく知っている」は46.7%で、「知らない」の33.6%を上回っている。しかし、小学生以上の子どもを持つ層や子どものいない層で「知らない」という回答が多い。私も最近まで知らなかった。マークの配布が進んでも、周囲が知らなければ配慮は生まれにくい。子育てへの接点が少ない層に対しても認知度の向上が重要だ。

妊娠中もしくは出産後3年未満の18歳～49歳の女性に聞いた妊娠中・子ども連れでの外出時に体験した嬉しかったことは第1位が「子どもをあやしてくれた、話しかけてくれた」、第2位は「スーパーでかごを運んでくれた」、第3位は「バスや電車で席を譲ってくれた」となった(こども未来財団調べ)。マタニティマークについては、否定的な意見もあり賛否両論となっているが、周囲の心遣いが妊娠中や子育て中の女性の支えになる。温かい気持ちを持つ人が増えることを願わずにはいられない。マタニティマークや妊婦さんへの理解と思いやりを広め、子どもの親だけでなく、社会全体で子育てを支える体制を作っていきたい。

(撫子)

命を託す情報公開の遅れ

宮城県石巻市の災害ボランティアセンターで、医師免許を持っていないのに医師を名乗り医師活動をしたニセ医者が逮捕された事件は記憶に新しい。災害ボランティアセンターでもこのニセ医者を受け入れる際に医師免許の確認をしていなかったが、災害緊急時でいたしかたない要素はある。ただ医師免許や医師であるかの確認手段ができたとしても、現行のシステムは、あまりにも稚拙で情報も少ないという現実がある。

厚生労働省は「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会（2005年12月）」において、国民の生命・健康を保護する観点から、医師等でない者からの医療の提供等を防止するため簡単にホームページ上で資格確認を可能にする必要性があるという指針をまとめた。その後、準備期間を経て2007年4月1日から医師が実在するか否かを確認するための「医師等資格確認検索システム」が稼働し、現在、WEB上 (<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/top.jsp>) で医師等の氏名等の検索が可能となった。

ただ、同ホームページ上で検索後に表示される内容は、職種（医師・歯科医師の別）、氏名、性別、医師登録年、備考（該当する者に限り行政処分に関する情報）に過ぎず、医療事故などで受けた行政処分の情報が検索結果に表示されるのは、原則として医師の業務停止期間中のみに限られる。過去に何度も行政処分を受けている場合も履歴は閲覧できないのである。一度、検索していただくとわかるが、命を託す先である医師の情報としては、あまりにも情報不足である。

また、「医師免許」についても医師国家試験に合格した者が住所地の保健所（一部県については県庁）に申請し発行され更新は不要となっている。免許に記載されているのは、氏名と住所、登録番号にあたる医籍（医師免許証所有者の氏名・戸籍などを登録する厚生労働省の帳簿）のみで、写真もついていない。実物は学校の卒業証書のような様式の紙1枚に過ぎない。

医師は人の命を預かる尊い仕事の1つである。このIT時代、運転免許証でもICチップが埋め込まれている。将来、医師はICカードが埋め込まれた医師免許カードを携行し、必要とあれば、いつでも提示する義務を有し、登録情報や行政処分歴が確認できるような時代がくることを切望する。

(寅彦)